

「100%の安全・安心」をいっそう追求し、  
信頼される高速道路へ変革していきます。



西日本高速道路株式会社  
代表取締役社長

石塚 由成

## 「100%の安全・安心」の いっそうの追求

お客さまに高速道路を快適にご利用いただくため、NEXCO西日本グループは、設立以来一貫して「お客さまの安全・安心」を最優先課題として掲げ、「100%の安全・安心」を目指して、日々、道路保全や交通安全対策に取り組んでいます。

一方、当社が管理する高速道路のうち、供用から30年以上経過した区間が全体の約35%（約1,200km）に達しており、また、大型車両の増加や冬季の凍結防止剤使用等による塩分の影響など厳しい環境条件下で、橋梁やトンネルなど主要構造物の老朽化や劣化が顕著になってきています。

そうした中で、高速道路の健全性を永続的に確保し、高速道路ネットワークの機能を将来にわたり維持していくため、当社を含むNEXCO3会社は、大規模更新・大規模修繕を実施する「高速道路の更新計画」を立案し、2015年3月、道路整備特別措置法に基づく更新事業の事業許可を受けました。この事業の円滑かつ着実な実施を図るため、当社内に「高速道路強化再生計画推進会議」を設置し、事業の具体的な進め方等について検討を重ねています。2015年度からは事業に着手し、関係機関との連携を図りながら着実な事業推進に取り組んでまいります。

同じく2015年3月、当社独自の高速道路の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取り組みの方向性を明らかにした「NEXCO西日本インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定しました。この計画のもと、予防保全の観点等から高速道路資産の点検・診断・対策を着実に実施し、トータルコストの縮減と確実な高速道路機能の維持を図るとともに、これらにより得られた情報を次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」の継続的な発展につなげてまいります。

さらに、NEXCO3会社および有識者からなる「点検実施基準及び資格に関する検討委員会」の検討結果を踏まえ、2015年4月に点検実施基準の見直しを行い、信頼性向上を図りました。

また、高速道路の長期保全にあたっては、さまざまな劣化事象に対処できる専門技術者の育成もきわめて重要です。2015年6月には大阪府茨木市に体験型研修も実施できる「茨木技術研修センター(I-TR)<sup>アイトレ</sup>」を整備し、専門技術者の育成強化に着手しました。今後もこれらの取り組みを通じて、「100%の安全・安心」をいっそう追求してまいります。

## 災害対応力の強化

高速道路は、大規模災害が発生した場合にも、その機能を短期間に回復し、被災地域の救命救助や支援物資輸送を支える緊急輸送路としての役割を果たさなければなりません。そのため、災害対応計画を継続的に

見直すなど、災害対応力の強化に努めています。

具体策の一例として、南海トラフ地震の被害を想定した資機材等の備蓄強化に取り組んでおり、2014年度は、災害時に一般電話が途絶した場合に備え、震度6強および津波浸水が想定される地域の各拠点に衛星携帯電話を配備しました。さらに、関係機関との総合的な協力体制を構築する観点から、当社事業エリアの全24府県と災害協力協定を締結しているほか、大規模災害時の交通路確保と被災地支援等の連携協定を陸上自衛隊と締結しており、その具体的な連携内容の調整や合同訓練に取り組んでいます。2014年度は、地震によって路面に段差が発生したことを想定した段差補修訓練を関係機関と共同で実施しました。

また、近年増加傾向にある異常降雨や大雪への対応も課題であり、災害時におけるグループ一体となった迅速な応急復旧作業、一部区間での冬用タイヤ規制導入や除雪作業の強化などにより、通行止め時間の短縮に努めています。



防災訓練

## SA・PAの「お客さま満足施設」への変革

SA・PAの地域性などを踏まえた店舗のブランド化を進め、お客さまはもちろん、地域の皆さまにも愛される「お客さま満足施設」への変革に取り組んでいます。例えば、お得感のある食事と真心のこもった「おもてなし」を提供するエリアを「モテナス」と位置付け、当社グループ直営店を順次リニューアルしています。

## トップメッセージ

また、全国のお客さまが立ち寄るSA・PAの特性を活かして、地域の皆さまとも連携しながら、観光情報を発信するイベントや特産品を活かしたメニュー開発などにも取り組んでいます。特に観光面では、高速道路ネットワークの強みを活かし、観光スポットを巡り旅行券などが当たる「お国じまんカードラリー」を22府県と連携し実施しており、2015年からは一部のSA・PAからもキャンペーンへの応募が可能となりました。

さらに、小さなお子さま連れのお客さまには、ベビーベッドなどを設けた大型トイレや授乳室などを整備しています。2014年12月には徳島自動車道 上板SA(下り線)に、室内遊具などを備えたお子さま連れのお客さま向けの専門レストラン「かみいたキッズカフェ」が、当社のエリアでは初めてオープンしました。

今後もお客さまに満足していただける店舗展開、設備を多様化し、また地域の魅力を発信するような個性的なSA・PAづくりに取り組んでまいります。

## 道路ネットワークの整備

福岡県から鹿児島県に至る東九州自動車道では、九州全域の経済・産業の活性化への期待を受けて、循環型高速道路の完成が待望されています。2015年3月までに、行橋IC～みやこ豊津ICと豊前IC～宇佐ICが開通し、現在、残り区間の事業を推進しています。また、徳島自動車道では、2015年3月に鳴門JCT～徳島ICが開通しました。

また、渋滞の抜本的解決と、大規模災害の発生時においても道路サービスを間断なく提供し続けることを基本理念に、日本の産業と社会を支え続けてきた名神高速道路を多重化し、日本の大動脈である高速道路の信頼性を高めるべく新名神高速道路の整備を、2023年の全線開通に向けて全力で進めています。

新名神高速道路が橋梁で通過する大阪府高槻市の淀川河川敷「鶴殿ヨシ原」には、雅楽の演奏に用いられる筆簞(ひちりき)用のヨシが自生しています。当社では、貴重なヨシの生育環境の保全を図るため、専門家による検討会を設置して、ヨシの生育状況などの調査を実施し



徳島自動車道 開通式典

ています。2014年度も環境保全に向けた各種調査や、ヨシの枯死の原因となる植物の除去などを実施しました。

今後もこうした調査などを通して、自然環境保全と新名神事業の両立を図りながら、「未来につなぐ信頼の道」としての整備を進めてまいります。

## 環境にやさしい高速道路づくり

当社グループでは、環境活動の基本理念「環境方針」を定め、「低炭素社会の実現」「循環型社会の形成」「自然と共生する社会の推進」の3つを重点テーマに、環境にやさしい道路づくりを推進しています。

2014年度は、次世代自動車(電気自動車やプラグインハイブリッド車)のさらなる普及に向け、急速充電インフラの整備に取り組み、2015年3月までに計107カ所の整備を完了しました。

## 経営改善の推進

2013年1月に経営層メンバー(民間企業経営経験者を含む)を中心に「経営改善推進会議」を設置し、民営化後の経営改善の成果を確認するとともに、今後取り組むべき経営改善について議論しています。

また、「高速道路事業アドバイザー会議」を設置し、外部有識者の視点でご意見をいただいています。

この高速道路事業アドバイザー会議でのご意見を踏まえ、経営改善推進会議における議論を「NEXCO西日本

の経営上の課題と取り組み」として取りまとめました。

さらに、2015年5月に、当社のこれまでの成果や今後の課題等を取りまとめて、国土交通省が設置した外部有識者からなる「高速道路機構・会社の業務点検検討会」に報告しています。

今後も、経営改善の推進に向けた議論を進めてまいります。

こうした事業遂行のすべての基盤となるのがコンプライアンスです。そのために「NEXCO西日本グループ行動憲章」を定め、コンプライアンス違反を起こさない・許さない職場づくりに努めています。

また、国連グローバル・コンパクトの人権・労働・環境・腐敗防止に関わる10原則を支持し、2009年からその活動に参加しています。

今後も、「お客さまの満足度を高め、地域の発展に寄与し、社会に貢献する企業グループを目指す」というグループ理念を実現すべく、当社グループを取り巻く環境の変化に対して、常に業務の見直しを行い、進化し続けてまいります。



ステークホルダーの皆さまには、本レポートや当社グループの今後の活動に対して、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

2015年7月

西日本高速道路株式会社  
代表取締役社長

石塚 由成

## 国連グローバル・コンパクトの10原則とグループ行動憲章の対応関係

国連グローバル・コンパクト			グループ行動憲章
人権	原則1	企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、	第5章(情報・資産) 3.個人情報保護 第6章(5つのステークホルダー)
	原則2	自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。	1-1.お客さまの安全を第一、2-2.海外事業における現地の文化・慣習の尊重、 2-3.高齢者や体の不自由な方に配慮した事業活動、 4-2.人権・多様性・人格・個性の尊重、差別・ハラスメントを許さない職場環境
労働	原則3	企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、	第6章(5つのステークホルダー) 4-2.差別・ハラスメントを許さない職場環境、 4-4.安心して働ける福利厚生、安全で衛生的な職場環境
	原則4	あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、	
	原則5	児童労働の実効的な廃止を支持し、	
	原則6	雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。	
環境	原則7	企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、	第6章(5つのステークホルダー) 2-4.環境負荷の低減、2-5.生物多様性の保全
	原則8	環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、	
	原則9	環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。	
腐敗防止	原則10	企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。	第2章(法令遵守) 1.公平・清廉を旨とした行動、2.政治・行政との正常かつ健全な関係、3.業務に関する不公正な介入の排除、4.反社会的勢力の排除 第3章(自由・公正) 2.公正かつ透明な手続き、3.業務上の立場を利用して私的利益を図る行為の排除 第5章(情報・資産) 4.資産の適正な管理、他者の利益の不侵害 第6章(5つのステークホルダー) 3-2.積極的な情報開示による透明性の高い経営、 5-1.適正な契約相手方の選定及び法令遵守、5-2.公正な受注活動